

第4章　区政運営の基本姿勢

第4章 区政運営の基本姿勢

基本方針 6－1 協働による区政運営を推進する

取り組みの方向性

政策の方向

町会・自治会をはじめ企業、NPO、ボランティアなどの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区による協働のまちづくりを進めるため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、協働のしくみづくりを進め推進します。

現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う「新しい公共」という領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁的団体をはじめ、企業やNPO、ボランティアなどの社会貢献活動が活発に行われ、商店街や中小企業はもちろん、昼間区民も地域の活力として大切な存在ですにも広がってきています。

区では、すでに町会・自治会、NPO、ボランティアなどのこうした団体などと協働連携し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

今後の課題

多様な主体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進めるためには、協働を区政運営の基本姿勢に位置づける必要があります。

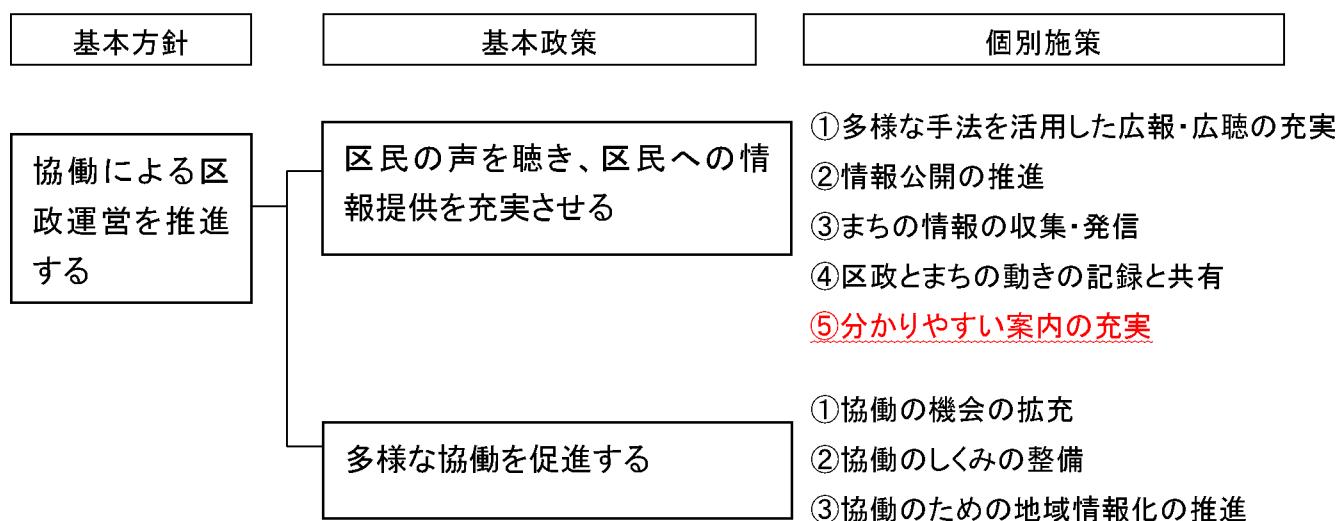
区民の声を聞き、区民への情報提供を充実させるとともに、協働のしくみを整備し、多様な協働を促進する必要があります。

その基礎となる情報提供については、これを総合的かつ効果的な情報発信だけでなく行いつつ、情報弱者にも配慮した様々な手法を活用したしくみづくりを進めるをつくる必要があります。そしてその際には、区政に関する情報発信に加えだけでなく、地域の情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的に行われるよう柔軟に対応し、その活動の活性化に向けての支援をし、あわせてコーディネーターとしての役割を担いますことが重要課題です。あわせてさらに区民の声を区政に活かされし、区民と区、区民相互の意見交換が活発になるしくみもつくらなければなりません不可欠です。

さらに、協働を進めるためには、これらに加えて、職員の協働に対する意識も理解が大切であり、職員の育成にも取り組む必要がありますその研修を充実させる必要があります。

施策体系図



取り組みの内容

政策の概要

基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望ができるだけ区政に活かします。

あわせて、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進めます。情報を必要とする区民に必要な情報を確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

＜個別施策＞

①多様な手法を活用した広報・広聴の充実

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広報・広聴のしくみをより一層充実します。

②情報公開の推進

区民と区とが協働してまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

③まちの情報の収集・発信

区民に必要なまちの情報を収集し、積極的に発信します。また、多様なメディアを活用して広報機能を強化します。

④区政とまちの動きの記録と共有

区政やまちの歴史だけでなく、5つの都市像に向けての取り組みを記録し、区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動の推進を支援します。

⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け標記など、案内に求められる様々な視点に配慮し、対象となる地域や施設の特性や目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

基本政策 6-1-2：多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるためには、地域における課題を地域住民が自発的・自主的に取り組むとともに解決できるよう、町会・自治会をはじめ、企業の社会貢献活動、NPOなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、こうした取り組みが着実に行われるよう、地域で活動している団体と区とがお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図り、その基盤となる情報通信技術の活用を推進します。

区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成が必要です。そのため、職員研修の充実を図り、職員の意識改革を行います。

＜個別施策＞

①協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民との協働の機会を拡充します。

②協働のしくみの整備

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりを推進するためのしくみをつくり整備します。

③協働のための地域情報化の推進

町会・自治会や区民をはじめとする団体や、区民相互のコミュニケーションを深めまり、それぞれがもつ知識＝やノウハウの交流を進めむよう、自発的・自主的な活動を促進するための支援を推進充実します。また、地域の情報をワンストップ一箇所で取得できるしくみや地域で活動する団体の情報をそれが共有化できるよう環境を整備します。

さらに、情報弱者に対し、パソコン講習会等の実施により、必要な情報を入手できるよう支援を進めします。

基本方針 6－2 行政改革を継続的に推進する

取り組みの方向性

政策の方向

区政を取り巻く環境や区民のニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した区民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

現在の状況

品川区は、昭和 58 年（1983 年）以降、行財政改革に取り組み不断の努力を続けてきました。

主なものは、民間活力の活用や I T 化などで、その結果、職員数は昭和 58 年（1983 年）当時と比べ、約 1,200 人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

今後の課題

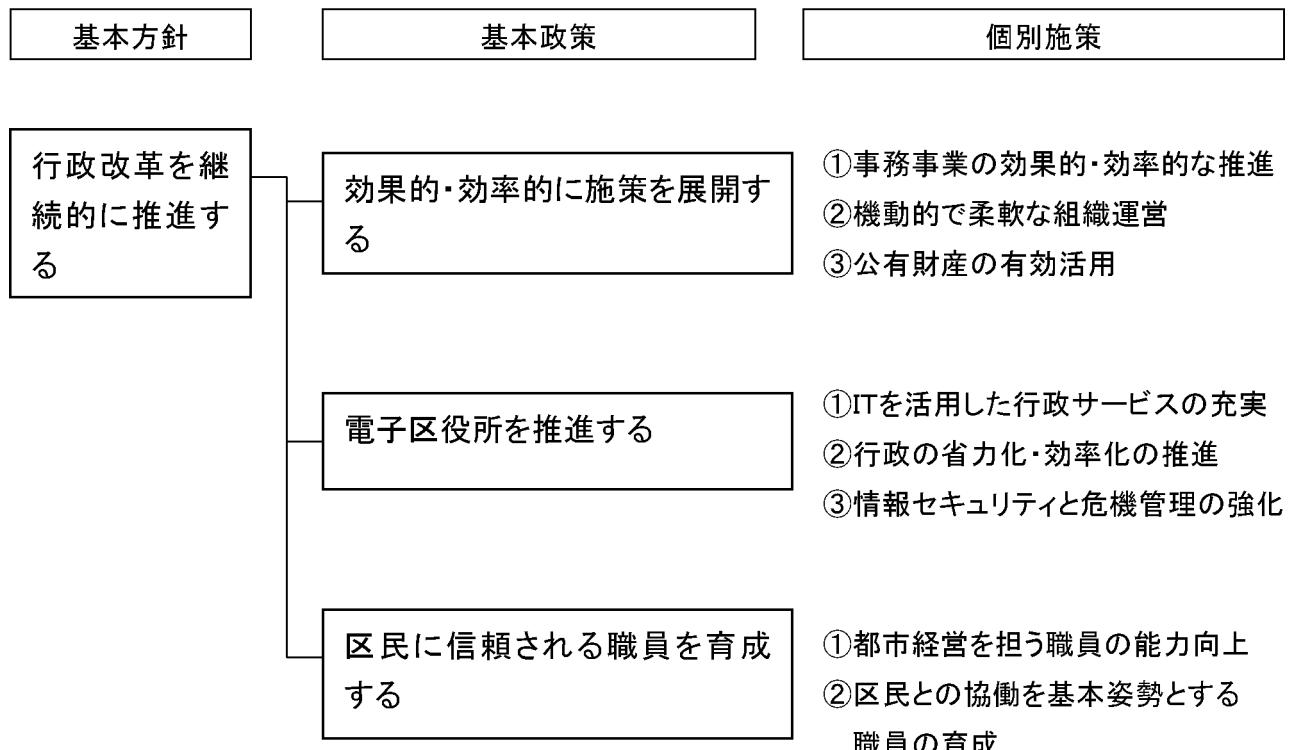
区は、区民のニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。

また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化しており、これに的確に対応した施設のあり方を検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても検討する必要があります。

あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。

これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

施策体系図



取り組みの内容

政策の概要

基本政策 6-2-1：効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、その成果を検証し不断の見直しを行いうとともに、民間活力のさらなる活用を図るなど、その効果と効率性をさらにより高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

<個別施策>

①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務・事業の成果を検証しつつ効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、区民サービスの提供手法についてもさらに検討します。

②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的、効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、転用や複合化など社会状況の変化に対応した適切な見直しを行い、既存施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な改築、改修を進めます。

基本政策 6-2-2：電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、職員が政策検討に円滑に関わることができるよう、政策形成を支援するシステムの検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策および緊急時に組織的に対応できる体制等の強化を図ります。

＜個別施策＞

① I T を活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどの I T の特性を活かして、区民サービスの利便性の向上を図ります。

② 行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるよう、庁内の情報共有を強化します。また、業務の効率化に向けてシステムの最適化、統合化を推進します。さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識転換を図ります。

③ 情報セキュリティと危機管理の強化

情報セキュリティ対策として、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個人、組織の両面から情報セキュリティを強化します。

また、災害、事件の発生~~と防止~~、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するためのしくみを整備します。

基本政策 6-2-3：区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と新しい公共経営を担う職員に求められる能力の向上を図ります。また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身に付けた職員を育成します。さらに公務員としての倫理観の確立を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と組織が一体となった取り組みによる全庁的運動により、職員の意識改革を進めます。

<個別施策>

①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、公務員倫理を高めるための取り組みを進めます。

②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、職員の意識改革を推進します。

基本方針 6－3 基礎自治体としての基盤を確立する

取り組みの方向性

政策の方向

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲に向けた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

現在の状況

平成 12 年（2000 年）の都区制度改革により、23 区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したもの、平成 18 年（2006 年）2 月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年 11 月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成 20 年度（2008 年度）中の取りまとめを目途に、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の 3 項目について協議が進められています。

一方、平成 12 年（2000 年）の地方分権改革（第 1 期）により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決に向けて、①国庫補助負担金の見直し ②税源移譲 ③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への 3 兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23 区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。なお、平成 19 年度（2007 年度）からは、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第 2 期の地方分権改革が推進されています。

今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積するなかで、地域の実情にあわせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでにも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

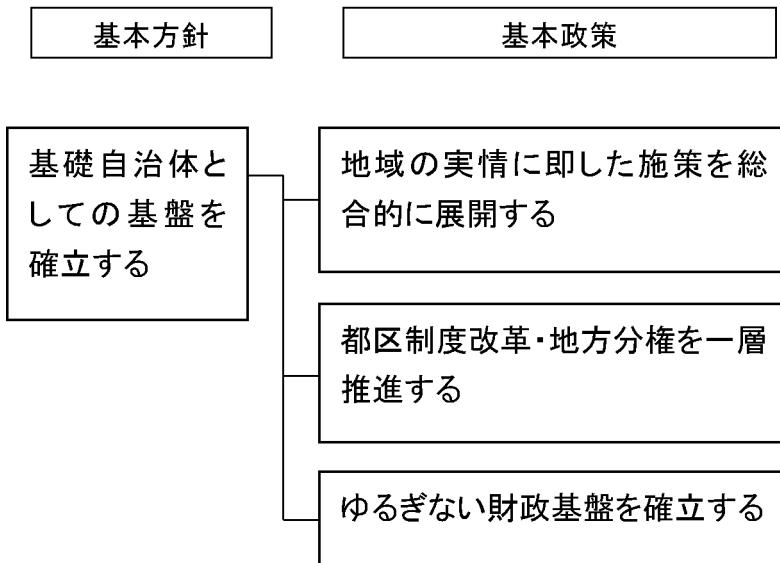
こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、概ね10年後の導入を目指して道州制の検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、法人二税の見直し等の検討が進められていますが、地方の財源確保は国の責任において解決すべき問題です。地方税の受益と負担の原則が歪めされることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

施策体系図



取り組みの内容

政策の概要

基本政策 6-3-1：地域の実情に即した施策を総合的に展開する

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会を巡る様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、国、東京都をはじめ、近隣区や関係自治体等との連携も視野に入れつつ、地域の実情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

基本政策 6-3-2：都区制度改革・地方分権を一層推進する

住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

基本政策 6-3-3：ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を發揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政の維持発展を図ります。